

平成 24 (2012) 年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：民事法（民事訴訟法）

1. 以下の問題につき、理由を付して、解答しなさい。

仙台市で卸問屋を営む X1 は、平成 23 年 1 月 11 日、同じく仙台市で小売業を営む Y1 を相手取り、500 万円の売買代金請求訴訟を仙台地方裁判所に提起した（訴訟①）。これに対して、Y1 は、同年 2 月 15 日に開かれた第 1 回口頭弁論期日において、X1 の主張する売買代金債権成立の事実について争いつつ、予備的に「X1 主張の売買代金債務は弁済により消滅した。」と主張し、さらに「この弁済の主張が認められないときは、X1 に対して有する 500 万円の貸金債権をもって相殺をする。」旨の陳述をした。

証拠調べの結果、裁判所は、X1 主張の「売買代金債権の成立」を認定したうえで、Y1 主張の「売買代金債権に対する弁済」も「X1 に対して有する貸金債権の成立」も認定することができないとして、同年 5 月 17 日、X1 の請求を全部認容する判決をした（判決①）。双方から控訴がなく、この判決①が確定した後、同年 6 月 10 日、Y1 は、X1 を相手取り、訴訟①で相殺の自働債権として主張した 500 万円の貸金債権の返還を求める訴えを仙台地方裁判所に提起した（訴訟②）。

これに対して、X1 は、訴訟②の第 1 回口頭弁論期日において、具体的な審理をすることなく請求を棄却するよう求めた。この X1 の言い分は正当か。

2. 以下の問題（問題 1 とは別の事例である。）につき、理由を付して、解答しなさい。

平成 23 年 1 月 11 日、仙台市で卸問屋を営む X2 は、同じく仙台市で小売業を営む Y2 を相手取り、500 万円の売買代金債権の内金 400 万円の支払を求める訴えを仙台地方裁判所に提起した（訴訟③）。これに対して、Y2 は、同年 2 月 15 日に開かれた第 1 回口頭弁論期日において、X2 の主張する売買代金債権成立の事実について争いつつ、予備的に「X2 主張の売買代金債務は弁済により消滅した。」と主張し、さらに「この弁済の主張が認められないときは、X2 に対して有する 300 万円の貸金債権をもって相殺をする。」旨の陳述をした。

証拠調べの結果、裁判所は、以下のような心証を得た。「X2 主張の 500 万円の売買代金債権が成立した。Y2 主張の弁済の事実はなかった。Y2 主張の 300 万円の貸金債権が成立した。X2 主張の債権と Y2 主張の債権とが相殺適状にある。」。

訴訟③について、裁判所は、いかなる判決をすべきか。